

監査結果報告

高畠町監査基準に準拠し、令和８年度高畠町監査計画に基づく監査を次のとおり実施した。

１．監査の種類

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づく財務監査（定例監査）

同 法第１９９条第２項の規定に基づく行政監査

２．監査の対象

亀岡地区公民館に係る令和７年度及び監査期間中における令和８年度の財務に関する事務執行及び事務執行全般について対象とした。

また、亀岡地区公民館を所管する社会教育課に係る上記の事務執行も対象とした。

令和７年度事業のうち定例監査の対象としたもの

- ・旧亀岡地区公民館解体工事
- ・亀岡地区公民館外構工事
- ・機械警備業務委託
- ・日常清掃業務委託
- ・消防用設備保守点検業務委託

３．監査の期間

令和８年４月３０日から令和８年６月１９日まで

４．監査の着眼点

- （１）財務事務及び事務全般は、法令等に従って適正に執行されているか。
- （２）契約事務は適正に行われているか。
- （３）委託した業務が適正に行われているか。また、受諾者への指揮監督は適切に行われているか。
- （４）現金の保管は適切か。
- （５）財産物品等は適切に管理されているか。
- （６）施設は十分利用されているか。利用に関して問題点が把握され、解決について努力されているか。

- (7) 施設及び設備は、身体障がい者や高齢者、児童等への配慮はなされているか。
- (8) 個人情報等の漏えいを防ぐ対策は講じられているか。
- (9) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (10) 開館時間は規則どおり行っているか。また、閉館後の管理は万全か。
- (11) 文書処理は適正に行われているか。
- (12) 公印の保管及び使用は適切か。

その他通常監査において用いられる着眼点を用いた。

5. 監査の実施内容

監査の対象となった施設に関する事務の執行及び事業の状況について、提出された関係書類を調査確認するとともに、現地調査を行い、あわせて必要に応じて関係職員からの聴取を実施した。

6. 監査の結果

監査した限りにおいて、次の事項を除き事務等が法令に従って適正に行われ、施設の運営管理が的確に行われていると認められた。

改善すべき指摘事項については速やかに是正されたい。

・ 指摘事項

(1) 調定の遅れがあること、保管が長期に渡る使用料（現金）があること

本町財務規則第27条第1項の規定に基づき、随時収入の原因の発生につど調定をしなければならないが、2月12日に受領した公民館使用料が3月25日に調定されているなど、調定の遅れが散見された。

また、4月27日に受領した公民館使用料が、5月28日現在、金庫内に保管されていた。同規則第37条第3項には、歳入は原則として翌日まで指定金融機関へ払い込まなければならないと規定されている。

直ちに取扱を是正されたい。

なお、日々の使用料の出納について現金出納簿に相当する帳簿での管理システムがないことから、事故防止の観点からも現金の取扱状況を可視化できる帳簿での管理を検討されたい。

(2) 減額せずに過大に徴収した公民館使用料があること

公民館使用料は、使用時において一定の条件に該当した場合、減額又は免除の制度があるが、当該条件に合致していたにもかかわらず、減額せずに使用料を過大に徴収した事務誤りがあった。

誤りを是正するとともに、現在、内規として制定している「減免の取り扱いについて（平成19年3月12日制定）」をよりわかりやすくなるよう見直しをし、町民に向けた公表を検討されたい。

（３）工事に関する打合せ記録の作成がないこと（旧亀岡地区公民館解体工事）

工事の変更に係る協議を口頭のみで行い、当該内容を書面で記録しなかったのは適正ではない。打合せに係る記録書面は確認用としてだけでなく証拠としての性質を持つものでもある。

今後の取扱いについては是正されたい。

また、事務がより適正に執行されるよう本町独自のガイドライン等の作成を検討されたい。

（４）備品管理台帳が更新されていないこと

備品管理台帳が更新されておらず、数年前の状態となっていた。

町財務規則第140条に基づき適切に管理されたい。

なお、公民館職員が物品出納員又は物品取扱者に指定されていないことから、制度面での運用の妥当性を確認されたい。

（５）契約締結日が公印の押印日と異なること、契約書に契印がないこと

（日常清掃業務委託）

契約書に記載された契約締結日と公印管理印による日付、すなわち押印に基づく契約確定日とが異なっていた。

また、契約書に本町の契印が漏れていた。

契約書の作成は契約の効力発生に係る重要な事務である。事務手続に遺漏がないよう知識習得に向け、職員研修の充実を望むものである。

（６）一部改正を必要とする教育委員会規則、規程があること。

監査を実施する中で、複数の例規に「中央公民館」の文言が散見されたが、中央公民館は令和7年4月1日付けで廃止されている。

また、地区公民館に職員を配置する規定の内容が現状と一致していなかった。

至急、改正を行われたい。

・意見

公文書管理に関して（文書管理に係る訓令の見直しに関して）

本町の文書管理全般について規定する高畠町文書管理規程は、全5章、40条からなる訓令で、昭和41年に制定された旧訓令を全面的に見直す全部改正方式により昭和61年に制定された。

当時は各種様式を含め的確な条文の内容、構成であり、制定からこれまでの間、必要に応じ一部改正も行われてきたところだが、制定から40年を経過した現在、かつての紙とペンによる事務執行から職員一人1台によるパーソナルコンピューターを用いての事務執行へと状況は大きく変化し、電子メールの活用による通知等の収受、発送も日常のこととなった。

さらに変化は、文書保管が簿冊方式からファイリング方式へと変更されたことなど、文書管理全体にも及んでいる。

以上の現状からあらためて現行の文書管理規程の条文を確認すると、それら条文は今日の文書管理全般を統制する規定になっているとは言い難い。

については、変化に対応し、よりよい文書管理に向けた大規模な見直しが必要な時期ではないかと思われる。

適正な文書管理が行われるよう、以上、意見する。

以上